

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

令和4年 11 月

(令和6年01月最終改定)

総 務 省

1. 目的

移動通信市場においては、令和2年 10 月以降、MNO3社が新たな大容量かつ低廉な料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社の新たな料金プランとMVNOの料金プランが近接し、MVNO にとって従来の強みであった利用者料金の価格優位性の低下が顕著となった。

このため、MNO と MVNO 間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金との関係の妥当性を検証する必要がある。

本指針は、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する検証の実施方法について定めるとともに、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において使用する用語は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号)及び第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **指定事業者** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) **競争事業者** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者
- (3) **接続料** 第二種指定電気通信設備との接続に関し指定事業者が取得すべき金額
- (4) **届出接続料** 指定事業者が電気通信事業法第 34 条第2項(同条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約

款に定める接続料

- (5) **利用者料金** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。以下同じ。)のうち、携帯無線通信(無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第3条第1号に規定する携帯無線通信をいう。以下「携帯無線通信」という同じ。)に係るものに関する料金

3. 検証の実施方法

(1) 検証実施事業者

指定事業者のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

(2) 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン(以下「サービス等¹」という。)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している同等のサービス等(以下「競合サービス等」という。)の料金の月額相当額を下回る、又はこれと近接している²もの(指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く。)
- ② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題³に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

¹ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

² 指定事業者が現に提供しているサービス等について、F T T Hアクセスサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む、また、電気通信役務に限る。以下「セット割引適用サービス」という。)とのセット割引又は特定のクレジットカード等を用いた決済方法により利用者料金を支払うことを要件とする割引(以下「特定決済方法割引」という。)が存在する場合には、当該セット割引及び特定決済方法割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもF T T Hアクセスサービス(当該競合サービス等を提供する競争事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)セット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引及び特定決済方法割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

³ 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価

- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合⁴において認められたもの

(3) 検証方法

本件検証の対象となったサービス等(以下「検証対象サービス等」という。)ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用(接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当額」という。)を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の算出方法は次のとおりとする⁵。

① データ伝送役務に係る接続料相当額

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う事業年度の前事業年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値(bps)を基礎として、月額 GB 単価(円/月・GB)を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量(GB)を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、次のとおりとする。

$$[\{\text{設備容量の上限値} \times \text{届出接続料}^{\ast 1} \text{の単価}\} / \{\text{最繁忙時(1時間)のトラフィック量/最繁忙時集中度}^{\ast 2} \times 30.4 \text{日}\}] \times \text{平均使用通信量}$$

※1 競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※2 1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時(1時間)のトラフィック集中度

② 音声伝送役務に係る接続料相当額

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合に応じ、次のとおり算出する⁶。

格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

⁴ 接続料の算定等に関する研究会

⁵ 各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

⁶ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合⁷

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となつてい
る場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する
競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の
方法で算出する。

③ その他の設備費用

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他の電気通信事業者との接続に際して支払う費用及び
国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

④ 営業費相当額

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表
の営業収益に対する営業費⁸(社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサ
ービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)
の割合の直近55年間の平均値により算出する。

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり、1人当たり割引相当額を
算出し、利用者料金の額から控除することとする。←

ただし、特定決済方法割引を含み、また、社会福祉を目的とする割引であ
って、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの並びにFTTHアタ
セサービスセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービ
ス等とのセット割引を除く。→

⁷ 競争事業者に対してプレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを提供してい
る場合には、緊急通報等一部機能の卸料金についても接続料相当額に加えて計上するこ
ととする。

⁸ 検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用
については営業費から除く。

- ・ 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあっては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ FTTHアクセスサービス(検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)セット割引適用サービスとのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額⁹。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。
- ・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスセット割引適用サービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格¹⁰及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該FTTHアクセスサービスセット割引適用サービスに按案分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

検証対象サービス等 α とFTTHアクセスあるサービス β とのセット割引における α 1回線あたりの割引額の総額： D

α の独立販売価格： P_{α}

β の独立販売価格： P_{β} (同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出)

当該セット割引に紐づく α の回線数： N_{α}

当該セット割引に紐づく β の回線数： N_{β} 当該セット割引に紐づく α 1回線あたりにおける β の回線数の割合： r

$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} \times N_{\alpha} + P_{\beta} \times r N_{\beta}}$$

- ・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスセット割引適用サービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、検証対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支

⁹ セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスセット割引適用サービスにおいて、同種のサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

¹⁰ 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基づく加重平均により算出する。

(4) 検証時期

指定事業者は、~~電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項に規定する~~予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し、又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法並びにそれらの算出に当たって用いた数値及び当該数値の詳細な算出過程等と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表するものとする。

5. 本件検証の結果を踏まえた対応

3(3)に基づき、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用を比較した結果、その差分が営業費相当額を下回る場合は、指定事業者及び総務省は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- ① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、次のいずれかを提示
 - ・ 本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
 - ・ 接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
 - ・ その他検証対象サービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの
- ② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金

と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第34条第3項の規定に基づき接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合には、指定事業者(必要な場合は、競争事業者)に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うことができる。